

仕 様 書

1 事業名

情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転再整備に関する事業

※ 情緒障害児短期治療施設について

児童福祉法（以下「法」という。）第43条の2に規定されている児童福祉施設の種類であり、軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

また、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」という。）が引用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「省令」という。）に、情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導及び家庭環境の調整は、次のとおり行うことと規定されている。

○ 心理療法及び生活指導（省令第75条）

児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

○ 家庭環境の調整（省令第75条）

児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の調整、再構築等が図られるように行わなければならない。

2 事業内容等

(1) 事業内容

ア 移転再整備に係る新施設の整備等（用地は法人で確保してください。）

- ① 設計（基本設計・実施設計）
- ② 建設（建物・外構工事等建設工事全般）
- ③ 備品調達（施設運営に必要な備品の調達等）

イ 移転再整備後の新施設の運営

(2) 留意事項

- 下記6に掲げる「青葉寮」が抱える課題等を踏まえ、より効率的かつ安定的に新施設が運営されるよう努めること。
- 移転再整備による入所児・通所児への影響を可能な限り最小限に止めるよう、引継ぎ等を通じて、これまでの「青葉寮」の実績や経験を理解し、新施設の運営に活かしていくよう努めること。
- また、応募法人が運営する既存の事業や施設との連携を十分に図り、効率的かつ効果的な運営に努めること（既存の事業とともに一体的な発展を目指すことが望ましい。）。
- 移転再整備後の新施設の定員は、概ね現在の「青葉寮」（入所35名、通所15名）と同等とすること。

3 必置設備

条例が引用する省令に従い、別紙1記載の設備を設置しなければならない。

4 職員配置

条例が引用する省令に従い、別紙2記載の職員を配置しなければならない。

5 その他の要件等

- 施設長は、やむを得ない理由がある場合を除き、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

*条例が引用する省令(第74条第2項)参照

- 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的(3年に1回以上)に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

*条例が引用する省令(第76条の2)参照

*平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同省社会・援護局長通知

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」参照

(雇児発0329第2号/社援発0329第6号)

- 児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人は児童と起居を共にしなければならない。

*条例が引用する省令(第46条及び第77条)参照

- 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

*条例が引用する省令(第78条)参照

6 「青葉寮」が抱える課題・移転再整備後の新施設に求めるもの等

(1) 「青葉寮」が抱える課題

- 「青葉寮」は昭和58年に改築したが、当時は小学生のみの利用を想定していたため、中学生の入所が多くなった現状では生活空間が狭隘となっており、施設の構造、設備面での不備等、子どもの情緒面での発達を保障するためには様々な課題がある。

*平成22年6月「第2児童福祉センター(仮称)等基本構想」参照

- ※ 上記の課題により、正規の定員は入所35人、通所15人であるが、実際の利用者は入所・通所共に15人程度となっている。

- ※ 一方で、近年複雑な問題を抱える子どもは増加しつつあるため、本来情緒障害児短期治療施設入所が望ましい児童を児童養護施設に受け入れていただいている現状がある。

(2) 社会的養護の動向

社会的養護については、厚生労働省社会保障審議会児童部会・社会的養護専門委員会において今後のあり方等が検討され、平成23年7月に課題と将来像がまとめられた。

詳細については別紙3参照。

社会的養護とは？

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいい、情緒障害児短期治療施設もこの社会的養護を担うものとされている。

(3) 移転再整備後の新施設に求めるもの

上記(1)の課題の解消を図ることはもとより、上記(2)及び別紙3の社会的養護の動向並びに京都市未来こどもプランに掲げる施策(下記参照)を踏まえ、「養育単位の小規模グループ化等による個別処遇の充実」や「職員の専門性の向上」を図ること等により、入所児童等に高い水準の処遇を提供することを求めています。

(参考)京都市未来こどもプラン(P47)

第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉

015 乳児院、児童養護施設等における取組の充実(抄)

◇小規模グループケアの推進

◇施設職員の専門性の向上

(HPアドレス) <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000077495.html>

7 その他

「青葉寮」の名称を引き続き使用する必要はない。

(別紙1) 必置設備について

設備の名称	備考						
児童の居室	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 286 587 327">定員要件</td> <td data-bbox="587 286 1398 327">1室当たり4人以下とすること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 327 587 367">面積要件</td> <td data-bbox="587 327 1398 367">児童1人当たり4.95㎡以上とすること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 367 587 407">その他</td> <td data-bbox="587 367 1398 407">男女の居室は別とすること</td> </tr> </table>	定員要件	1室当たり4人以下とすること	面積要件	児童1人当たり4.95㎡以上とすること	その他	男女の居室は別とすること
	定員要件	1室当たり4人以下とすること					
	面積要件	児童1人当たり4.95㎡以上とすること					
その他	男女の居室は別とすること						
*条例が引用する省令(第72条第2号及び第3号)参照							
医務室	<p>○他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて両施設の兼用とすることが可能</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令(第8条)参照</p>						
静養室							
遊戯室							
観察室							
心理検査室							
相談室							
工作室							
調理室							
浴室							
便所	<p>○他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて両施設の兼用とすることが可能</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令(第8条)参照</p> <p>○男女別とすること(少数の児童を対象に設置する場合を除く)</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令(第72条第4号)参照</p>						

(別紙2) 職員配置について

職種	備考
<p style="text-align: center;">施設長</p>	<p>資格要件</p> <p>次の①から④までのいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で、識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するもの</p> <p>①精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>④市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であり、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令（第74条第1項）参照</p>
<p style="text-align: center;">児童指導員 保育士</p>	<p>配置基準 概ね児童4.5人に1人（通所については7.5人に1人）</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令（第73条第6項）参照</p> <p>資格要件（児童指導員） 以下のいずれかに該当する者</p> <p>①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>③学校教育法の規定による大学の学部（又は大学院、外国の大学）で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（大学院の場合は専攻する研究科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑤学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であり、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑥3年以上児童福祉事業に従事した者であり、市長が適当と認めるもの</p> <p>⑦学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であり、市長が適当と認めるもの</p> <p style="text-align: right;">*条例が引用する省令（第43条）参照</p>

職種	備考
看護師	
心理療法担当職員	<p>配置基準 入所，通所通じて児童10人に1人 *条例が引用する省令（第73条第5項）参照</p> <p>資格要件 以下の①又は②に該当し，かつ③に該当する者</p> <p>①学校教育法の規定による大学の学部で，心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>②同法の規定による大学の学部で，心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより，同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>③個人及び集団心理療法の技術を有し，かつ，心理療法に関する1年以上の経験を有するもの</p> <p>*条例が引用する省令（第73条第3項）参照</p>
個別対応職員（※1）	
家庭支援専門相談員（※2）	<p>資格要件 以下の①から③までのいずれかに該当する者</p> <p>①社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>②情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者</p> <p>③児童福祉司の任用資格を有する者（児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者）</p> <p>*条例が引用する省令（第73条第4項）参照</p>
医師	<p>資格要件 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者</p> <p>*条例が引用する省令（第73条第2項）参照</p>
栄養士	
調理員	<p>○調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる</p> <p>*条例が引用する省令（第73条第1項ただし書）参照</p>

※1 個別対応職員とは

被虐待児等の個別の対応が必要な児童等に対して，1対1の対応や保護者への援助等を行う職員をいう。

※2 家庭支援専門相談員とは

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し，児童相談所との密接な連携のもとに電話，面接等により児童の早期家庭復帰，里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行うことで，入所児童の早期退所の促進，親子関係の再構築等を担う職員をいう。

※3 他の社会福祉施設を併せて設置するときは，必要に応じて，入所する児童の保護に直接従事する職員（直接処遇職員）以外の職員（調理員，栄養士等）については，兼職が可能とされている。

*条例が引用する省令（第8条）参照

（別紙 3）社会的養護の課題と将来像（概要）

*厚生労働省社会保障審議会児童部会・社会的養護専門委員会

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）参照

1 社会的養護の基本的な考え方

（1）社会的養護の役割の変化

（以前）親が無い、親に育てられない子どもへの施策

（現在）虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策

（2）社会的養護の理念

①子どもの最善の利益のために、②社会全体で子どもを育む

（3）社会的養護の機能

①養育機能、②心理的ケア等の機能、③地域支援等の機能

（4）子どもの養育における社会的養護の役割

①子どもの養育の場としての社会的養護、②虐待等からの保護と回復

③貧困や児童虐待の世代間連鎖の防止、④ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

（5）社会的養護の基本的方向

①家庭的養護の推進 *里親、ファミリーホームを優先

*施設養護でも、小規模グループケアやグループホームを推進

②専門的ケア、自立支援、家族支援、地域支援の機能充実

2 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

（1）情緒障害児短期治療施設の役割等

○ 心理的精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。

○ 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。

○ 比較的短期間（現在の平均在園期間2年4箇月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

○ 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。

（2）情緒障害児短期治療施設の今後の課題

① **設置推進**（各都道府県に最低1箇所（人口の多い地域では複数））

情緒障害児短期治療施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にある。

*平成23年7月現在で37箇所

平成26年度に47箇所、児童養護施設からの転換を含め将来57箇所を目標

② **専門的能力の向上と人員配置の引上げ**（かかわりの難しい児童や家庭の増加）

③ **短期入所機能の活用**（他施設等で不適応を起こした子どもへの対応）

④ **通所機能の活用**（心理的問題の大きい子どもへの支援機能）

⑤ **外来機能の設置**（入院前や退所後の支援、家族への支援のため）

児童精神科の診療所の併設が望ましい